新潟県がん診療連携協議会設置要綱　新旧対照

新	旧
（設置） 第１条　「がん診療連携拠点病院等の整備について」（平成26年１月10日付け健発0110第７号厚生労働省健康局長通知）に基づき、新潟県がん診療連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。 （目的） 第２条　協議会は、県内のがん診療連携拠点病院等（以下「拠点病院等」という。）間の連携体制の強化を図るとともに、本県におけるがん医療の均てん化を推進する。 （協議事項） 第３条　協議会は次に掲げる事項について協議する。 （１）地域におけるがん診療連携体制等がん医療に関する情報交換に関すること。 （２）拠点病院等の院内がん登録のデータの分析、評価等に関すること。 （３）拠点病院等における研修計画、診療支援医師の派遣調整に関すること。 （４）地域連携クリティカルパスの整備に関すること。 （５）拠点病院等での相談支援センターの業務に関すること。 （６）緩和ケアの運用に関すること。 （７）その他協議会で必要と認める事項に関すること。	（設置） 第１条　「がん診療連携拠点病院の整備について」（平成18年２月１日付け健発第0201004号厚生労働省健康局長通知）に基づき、新潟県がん診療連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。 （目的） 第２条　協議会は、県内のがん診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）間の連携体制の強化を図るとともに、本県におけるがん医療の均てん化を推進する。 （協議事項） 第３条　協議会は次に掲げる事項について協議する。 （１）地域におけるがん診療連携体制等がん医療に関する情報交換に関すること。 （２）拠点病院の院内がん登録のデータの分析、評価等に関すること。 （３）拠点病院における研修計画、診療支援医師の派遣調整に関すること。 （４）地域連携クリティカルパスの整備に関すること。 （５）拠点病院での相談支援センターの業務に関すること。 （６）緩和ケアの運用に関すること。 （７）その他協議会で必要と認める事項に関すること。

新	旧
（構成） 第４条　協議会は、次に掲げるものを委員とし、構成する。 （１）都道府県がん診療連携拠点病院長 （２）地域がん診療連携拠点病院長 （３）地域がん診療病院長 （４）新潟県医師会の代表者 （５）新潟県薬剤師会の代表者 （６）新潟県看護協会の代表者 （７）医療を受ける立場にある者 （８）新潟県福祉保健部長 〈　中略　〉 （附則） この要綱は、平成 19 年 10 月 15 日から施行する。 （附則） この要綱は、平成 28 年 11 月　日から施行する。	（構成） 第４条　協議会は、次に掲げるものを委員とし、構成する。 （１）都道府県がん診療連携拠点病院長 （２）地域がん診療連携拠点病院長 （３）新潟県医師会の代表者 （４）新潟県薬剤師会の代表者 （５）新潟県看護協会の代表者 （６）医療を受ける立場にある者 （７）新潟県福祉保健部長 〈　中略　〉 （附則） この要綱は、平成 19 年 10 月 15 日から施行する。